

## <夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうか自体、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・1200円分
- 連絡用の郵便切手・・140円×1枚、84円×4枚、10円×10枚、2円×4枚、1円×2枚

### 3 申立てに必要な書類

- 申立書2通（裁判所用（原本）、相手方用（コピー））
  - 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用として1通作成の上、相手方用及び申立人（あなた）用の控えとして2通コピーを作成し、裁判所用と相手方用を提出してください（3枚複写式の申立書用紙を利用した場合、裁判所用及び相手方用を提出してください。）。
- 事情説明書1通
- 子についての事情説明書1通 \*未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 連絡メモ（申立人用）1通
- 進行に関する照会回答書（申立人用）1通
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
  - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 「年金分割のための情報通知書」1通
  - 離婚と共に年金分割における<sup>わん</sup>分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

### 4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

#### ※ 必要になる書類の例

養育費の必要な子どものいる場合：収入に関する書類等

→源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの

財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等

→不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの

婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面

→合意書、公正証書、調停調書、審判書等

- 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- 相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- マスキングができない書面については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

## 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

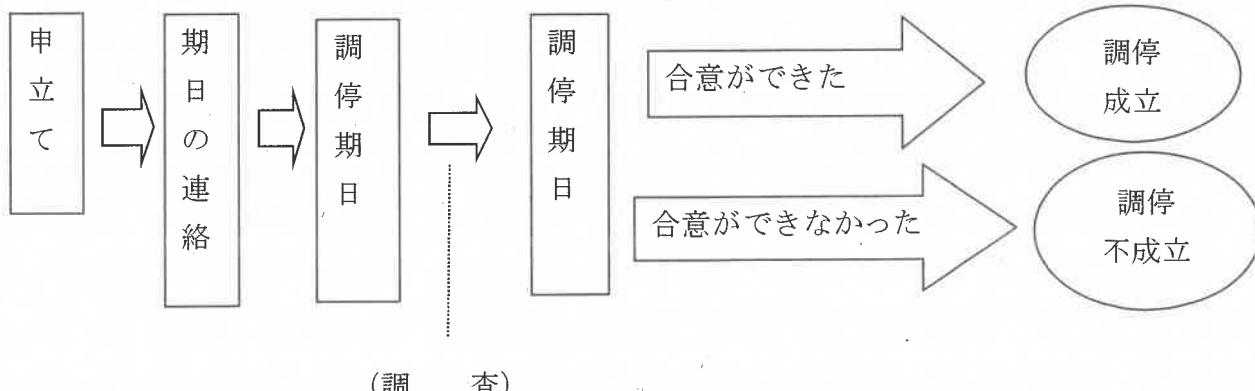
申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

## 6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

## 7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話を聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行ったりする場合もあります。また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



- その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

**裁判所に書類を提出する際の留意点について  
(非開示希望の申出等に関する説明書)**

熊本家庭裁判所

**★ 裁判所に提出した書類は、原則、相手にも開示されます。**

- 調停手続において、円滑に話を進めるためには、当事者双方ができるだけ情報を共有することが大切です。調停手続を進める上で必要な情報や事実関係は裁判所から相手に伝えることがあります。

**① 非開示を希望する情報やマイナンバーが記載された書類は裁判所に提出しないようにしてください。**

- 申立書等、裁判所に提出する書類には、相手に知られたくない情報（以下「非開示希望情報」といいます。）は記載しないでください。

申立書や事情説明書、回答書、資料など、裁判所に提出する書類は、原則、相手も読むことができますので、書類を提出する際は、非開示希望情報が書類に書かれていなかいか、その都度、ご自身でよく確認してください。

- マイナンバーが記載された書類は提出しないでください。

マイナンバーは裁判所には必要ありませんので、マイナンバーが記載されている書類をそのまま提出しないよう注意してください。

特に、住民票の写し、源泉徴収票や確定申告書等の租税関係書類、生活保護や失業保険等の社会保険関係書類などには、マイナンバーが記載される可能性がありますので、これらの書類の交付を求める際は、マイナンバーを記載しないように伝えてください。

**② 非開示希望情報の記載がある書類を提出する必要がある場合は、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどマスキング処理して、見えないようにして提出してください。**

- 非開示希望情報が記載されている書類を提出する必要があるとき（例えば、裁判所から源泉徴収票の提出を求められたが、相手に知られたくない勤務先の記載がある場合など）は、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどして、完全に見えないようにしてください。
- マイナンバーの記載がある書類を提出する場合も、必ずマイナンバーの部分を見えないようにしてください。

**③ 非開示希望情報について、②のマスキング処理で対応できない場合に限り、「非開示希望申出書」を付けて提出してください。**

- 相手には知られたくないが裁判所にはどうしても読んで欲しいときや、黒塗りなどができるとき（相手に知られたくない「住所」等を「送達場所の届出書」に記載したときなど）は、「非開示希望申出書」に必要事項を記入して、一緒に提出してください。また、書類の一部だけ非開示を希望する場合には、その部分が分かるように、ラインマーカーで線を引くなどしてください。

特に、相手から暴力を受けたなどの事情については、必ず、「非開示希望申出書」に相手から暴力を受けたなどの事情を具体的に記載してください。

- 上記でマーカーした部分を黒塗りしてコピーをした書面も提出してください。

**★ 次のような点にも注意してください。**

- 書類を提出する際は、非開示希望情報が記載されていないか、提出する都度、ご自身で確認してください。また、提出する書類に非開示希望情報が記載されている場合は、その都度、必ずマスキング処理などを行ってください。

「非開示希望申出書」を一度提出しても、改めて非開示希望情報の記載がある書類を提出するときには、その都度、マスキング処理をするか、又は「非開示希望申出書」を付けて提出してください。

- 非開示希望申出書を提出しても、裁判官の判断により相手に開示されることがあります。

非開示希望申出書を添付して書類を提出しても、子供の利益や関係者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある等の相当な理由がない限り、相手から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

また、調停が成立しないで事件が審判手続に移行すると、相手からの閲覧やコピーの申請が原則として許可されます。

- 「住所」を開示しない場合、不利益を被ることがあります。

「住所」を非開示にすると、例えば、別の裁判で自分が知らない間に手続が進行することがあるなど、非開示を希望する本人が不利益を受ける場合もありますので、注意してください。

- 住所や氏名等の全部又は一部が相手方等に知られることによって、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」場合、秘匿決定の申立てをすることができます。別途手数料等が必要ですので、詳しくは書記官にお尋ねください。

※御不明な点があれば、担当書記官にお尋ねください。

# ビデオ視聴のお願い



これから離婚やお子さんの問題で家庭裁判所をご利用予定の皆さんに、  
ビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」のご案内です。

このビデオは、お子さんの気持ちや状況を大切に考えながら話し合いを  
進めていただくために作成されたものです。中学生以下の子さんがいら  
っしゃるすべての方にご覧いただきたいと考えています。調停当日、ビデ  
オの内容をもとに、ご感想やお子さんへの配慮についてのお考えなどをう  
かがうことがあります。裁判所のホームページから視聴できますので、事  
前に視聴していただくようお願いします。

## 1 基本説明編（約18分）

## 2 子どもの年代別説明編（4分）



### パソコン・スマートフォンをお持ちの方

- ・二次元コードから ➡
- あるいは
- ・「裁判所 ビデオ」で検索



※当庁1階待合室において、上記ビデオを常時放映しています。

なお、動画配信による視聴ができない方は、調停期日の当日にDVDを利用して視聴する方法等をご案内しますので、調停委員にご相談ください。

次の動画もWebで視聴可能です（「裁判所ビデオ」で検索）

「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」

※望ましい面会交流について説明しています

